

平成28年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	五島振興局	上五島支所 建設部 管理・用地課	H28.4.1	平成28年度 公園・緑地・海岸飛沫 防止帯等維持管理業 務委託	1,890,000	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長 江上 悦生	<p>新上五島町は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「若松港若松みなと公園、青方港藻操公園及び有川港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地等の管理を新上五島町が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また新上五島町に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること。</p> <p>以上の理由により、新上五島町と随意契約を行うものである。</p>	第167条の2 第1項第2号
2	五島振興局	上五島支所 建設部 管理・用地課	H28.4.1	平成28年度 漁港環境及び海岸環 境整備施設管理業務 委託	1,350,000	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長 江上 悦生	<p>安全管理対策の必要性 ・漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を行う責めに任じられている。 ・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。 常造物の安全確保と危険の未然防止 ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により、安全の確保を図る必要がある。</p> <p>以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができるため。</p>	第167条の2 第1項第2号
3	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課	H28.4.5	一般国道384号道路 改良工事(監督補助 業務委託その2)	3,780,000	大村市池田2丁目1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成28年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	五島振興局	建設部 道路課	H28.5.2	五島振興局建設部道路課監督補助業務委託	18,576,000	大村市池田2丁目1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
5	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H28.5.17	鏡瀬地区ほ場整備 実施設計業務委託	6,264,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	測量設計と専門性が求められる換地は密接不可分な関係にあるため契約の相手方が特定されること、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計において、精度の高い土量計算システムを保有し、土量バランスの良い設計が出来るのは、長崎県土地改良事業団体連合会だけであるため。	第167条の2 第1項第2号
6	五島振興局	農林水産部 林務課	H28.5.25	平成28年度 南部憩坂線森林管理 道開設工事立木等補償業務(憩坂工区)	2,437,800	五島市福江町1-1 五島市長 野口 市太郎	当業務は、「林道事業に関する損失補償事務取扱」に基づき委託契約を行うものであり、県営林道の補償事務において、県は、立木補償業務を市町に委託すると定めているため。	第167条の2 第1項第2号

平成28年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課	H28.5.26	一般国道384号道路 改良工事(監督補助 業務委託)	18,738,000	大村市池田2丁目1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
8	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課	H28.5.26	一般県道日ノ島猿浦 線外2線道路改良工 事(監督補助業務委 託)	19,008,000	大村市池田2丁目1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
9	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H28.5.31	鑑瀬地区換地業務委 託	1,283,200	五島市福江町1-1 鑑瀬土地改良区 理事長 山口 茂明	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知事が特別に認められた者となっているため。また、換地業務が地元の事情に精通し、専門的知識を必要とする点や、機密の保持、確実な業務運営と成果が見込まれる点などから契約の相手方は鑑瀬土地改良区とする。	第167条の2 第1項第2号

平成28年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H28.5.31	牟田地区換地業務委託	6,663,400	五島市福江町1-1 牟田土地改良区 理事長 川口 規一	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知事が特別に認めた者となっているため。また、換地業務が地元の事情に精通し、専門的知識を必要とする点や、機密の保持、確実な業務運営と成果が見込まれる点などから契約の相手方は牟田土地改良区とする。	第167条の2 第1項第2号
11	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H28.7.1	大宝地区換地業務委託	12,371,400	五島市福江町1-1 大宝土地改良区 理事長 近藤 英海	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知事が特別に認めた者となっているため。また、換地業務が地元の事情に精通し、専門的知識を必要とする点や、機密の保持、確実な業務運営と成果が見込まれる点などから契約の相手方は大宝土地改良区とする。	第167条の2 第1項第2号
12	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課	H28.7.25	上五島支所建設部管内土砂災害警戒区域等設定確認業務委託	2,042,280	大村市池田2丁目1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権の制限等を行わせる基礎となるため、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、建設業者より資金面、人事面で直接影響を受けない委任先であることが求められる。よって、公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号

平成28年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	五島振興局	建設部 道路課	H28.8.5	一般国道384号外4 線道路緑化維持業務 委託	12,690,000	五島市福江町1-1 五島市長 野口 市太郎	当業務は一般国道384号外4線の道路機能や景観等、良好な道路環境を利用者並びに沿道住民に提供することを目的とし、県、市が管理している植樹帯の統一的な維持管理を行うため五島市に委託を行っている。また、市道管理者である五島市では、直轄で「道路美化事業」を実施しており、当事業を効率的に実施できる体制が整っていることから、諸経費等の軽減が可能であり、民間企業に発注するよりも安価で、かつ、四季を通して継続した維持管理を実施することができる。 以上の理由により五島市と委託契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
14	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課	H28.9.28	主要地方道若松白魚 線橋梁補修工事(監 督補助業務委託)	11,286,000	大村市池田2丁目1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
15	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H28.11.16	富江地区ため池積算 参考資料作成業務委 託	1,566,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	県営事業の積算にあたっては、長崎県と使用許諾契約を締結している(一社)農業農村整備情報総合センターが直轄用を補助版に改良した積算システムを使用している。長崎県土地改良事業団体連合会は、積算システムに長崎県独自の機能を付加し、長崎県と共同で保守運用を行っており、上記システムを使用できる県内唯一の団体である。また、九州農政局、九州各県で構成する農業農村整備事業に関する公共工事に関する協議会の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」に応募審査を経て、設計、積算、工事監督等の発注関係事務を行うことができる発注者支援機関として認定されており、守秘義務を有している。 以上の理由により、長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号

平成28年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課	H28.12.14	五島振興局上五島支 所建設部積算技術業 務委託(その2)	2,970,000	大村市池田2丁目1311-3 (公財)長崎県建設技術研究セン ター 理事長 宮崎 東一	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
17	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課	H29.1.6	有川港防災・安全改 修工事(防波堤)(改 良)(2)適合性確認業 務	1,512,000	東京都港区西新橋1-14-2 (一財)沿岸技術研究センター確 認審査所 所長 島田 知明	本業務は、港湾法第56条の2の2第3項の確認を港湾法施行規則第28条の3の規定に基づき確認申請を行うものであるが、本業務は、港湾法第56条の2の3の規定により国土交通大臣の登録を受けたものしか行えない。 しかし、この登録を受けているのは、(一財)沿岸技術研究センターしかいないため、随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
18	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H29.2.6	奈切地区積算参考資 料作成業務委託	1,674,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	県営事業の積算にあたっては、長崎県と使用許諾契約を締結している(一社)農業農村整備情報総合センターが直轄用を補助版に改良した積算システムを使用している。長崎県土地改良事業団体連合会は、積算システムに長崎県独自の機能を付加し、長崎県と共同で保守運用を行っており、上記システムを使用できる県内唯一の団体である。また、九州農政局、九州各県で構成する農業農村整備事業に関する公共工事に関する協議会の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」に応募審査を経て、設計、積算、工事監督等の発注関係事務を行うことができる発注者支援機関として認定されており、守秘義務を有している。 以上の理由により、長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号

平成28年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	五島振興局	保健部 衛生環境課	H29.3.29	平成29年度 犬捕獲抑留等業務委託	2,289,600	(個人契約)	狂犬病予防事業推進のための、犬の捕獲抑留、殺処分並びに焼却処分という特異な性質をもった業務であり、業務に関して、地域の状況に精通し、信頼できる者に委託する必要がある。また、H25年度から要件の緩和を行いながら一般競争入札を実施したが、4年間1者応札が続いた。要件等の見直しはこれ以上困難であり、随意契約への移行がやむを得ないと判断されるため、随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
20	五島振興局	建設部 福江空港 管理事務所	H29.3.31	平成29年度 福江空港消防救難活動業務委託	36,016,000	五島市福江町1-1 五島市長 野口 市太郎	福江空港の消防救難活動業務については、下五島地域広域市町村圏組合と消防協定を締結し、委託していたが市町村合併後、同組合の業務を五島市が承継したため。また、航空機火災等高度な火災に対応できる者は島内には五島市消防本部しかなく、契約相手方が五島市に限られる。 以上の理由により五島市と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
21	五島振興局	建設部 管理・用地課	H29.3.31	平成29年度 漁港環境整備施設等 管理運営業務委託	2,557,440	五島市福江町1-1 五島市長 野口 市太郎	五島市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の漁港施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「荒川、三井梁、崎山漁港の各環境整備施設等」は、これらの漁港施設に隣接しており、施設の管理を五島市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること。また、五島市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。 以上の理由により五島市と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号

平成28年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	五島振興局	建設部 管理・用地課	H29.3.31	平成29年度 港湾緑地(福江港、玉ノ浦港、富江港)管理 運營業務委託	5,275,440	五島市福江町1-1 五島市長 野口 市太郎	五島市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「福江港、玉ノ浦港、富江港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を五島市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること。また、五島市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。 以上の理由により五島市と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
23	五島振興局	上五島支所 建設部 管理・用地課	H29.3.31	平成29年度 公園・緑地・海岸飛沫防止帯等維持管理 業務委託	1,890,000	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長 江上 悦生	新上五島町は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「若松港若松みなど公園、青方港藻線公園及び有川港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地等の管理を新上五島町が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、新上五島町に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、新上五島町と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
24	五島振興局	上五島支所 建設部 管理・用地課	H29.3.31	平成29年度 漁港環境及び海岸環境整備施設管理 業務委託	1,350,000	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長 江上 悦生	安全管理対策の必要性 ・漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を行う責めに任じられている。 ・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。 常造物の安全確保と危険の未然防止 ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により、安全の確保を図る必要がある。 以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができるため。	第167条の2 第1項第2号